

芸備線利用促進地域活性化イベント補助要領

第1条 民間団体が、地域の活性化及び芸備線利用促進のために、10人以上（中学生以下にあっては指導者同伴とする）で、芸備線もしくは駅舎等を利用してイベント（講演会、交流会、各種催し物）等を開催する場合、要する経費を予算の範囲内でこれを補助する。

第2条 補助を受けようとする場合は、事前に補助申請書を事務局に提出し、補助決定を受けるものとする。

2 補助申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(1) 補助申請書（開催日時、場所、事業内容、参加予定人員、芸備線利用予定人員等を記載のこと。）

(2) その他、会長が必要と認めるもの。

第3条 補助金の額は、要する経費の1/2以内、1団体あたり30,000円を上限とする。

第4条 補助金の交付は、事業報告に基づき行う。

第5条 事業実施後すみやかに、次の事項がわかる事業報告書を提出するものとする。

(1) 日時、場所、事業内容、参加人員、芸備線利用人員

(2) 事業実施が確認できるもの（写真等）

(3) JR発行の領収書

(4) その他、会長が必要と認めるもの

第6条 その他、必要がある場合は、会長がこれを決定する。

附 則

この要領は、平成14年11月20日から施行する。

この要領は、平成22年12月16日から施行する。